

株主各位

2023 年度定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

イーグル工業株式会社

（電子提供措置の開始日 2024 年 5 月 23 日）

・事業報告

(1)企業集団の現況に関する事項のうち

「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「従業員の状況」

「主要な借入先の状況」

(2)会社役員に関する事項のうち「社外役員に関する事項」

(3)会社の株式に関する事項

(4)会社の新株予約権等に関する事項

(5)会計監査人の状況

(6)業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

・計算書類「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

・計算書類に係る会計監査報告

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しています。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは自動車・建設機械業界向け事業、一般産業機械業界向け事業、半導体業界向け事業、船用業界向け事業、航空宇宙業界向け事業の5つのセグメントにおいて事業を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
自動車・建設機械業界向け事業	主要な製品は、自動車・建設機械向けのメカニカルシール（軸封装置）および特殊バルブならびに電力業界向けの特殊バルブであります。
一般産業機械業界向け事業	主要な製品は、産業機械、石油精製、石油化学プラント向けのメカニカルシール（軸封装置）であります。
半導体業界向け事業	主要な製品は、半導体製造装置向けの各種シール（軸封装置）および電子機器、精密機器向け精密ペローズであります。
船用業界向け事業	主要な製品は、船尾管シール（軸封装置）・軸受であります。また、当該製品の補修・メンテナンス業務も行っております。
航空宇宙業界向け事業	主要な製品は、航空機・ロケットエンジン向けの各種シール（軸封装置）およびセンサーであります。

(8) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

会社名	主要拠点	
イーグル工業株式会社（当社）	本社	東京都港区
	支店	仙台：仙台市青葉区、水戸：茨城県水戸市、北関東：埼玉県熊谷市 東京：東京都港区、KEMEL東京：東京都港区、名古屋：名古屋市中区 大阪：大阪府吹田市、神戸：兵庫県明石市、KEMEL神戸：神戸市兵庫区 広島：広島市東区、KEMEL広島：広島県呉市、九州：福岡市博多区
	事業場	埼玉：埼玉県坂戸市、岡山：岡山県高梁市、つくば：茨城県つくば市 高砂：兵庫県高砂市、呉：広島県呉市

② 各セグメント別の子会社の状況

a. 自動車・建設機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
島根イーグル株式会社	本 社 事業場	島根県雲南市
岡山イーグル株式会社	本 社 事業場	岡山県高梁市
広島イーグル株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	広島県山県郡北広島町
イーグルインダストリー台湾CORP.	本 社 事業場	台湾
イーグルインダストリー (WUXI) CO., LTD.	本 社 事業場	中国
NEK CO., LTD.	本 社 事業場	韓国
EKKイーグル (タイランド) CO., LTD.	本 社 事業場	タイ
P.T.イーグルインダストリーインドネシア	本 社 事業場	インドネシア
EKKイーグル プロダクツ インディアPVT. LTD.	本 社 事業場	インド
イーグルインダストリーフランスS.A.S.	本 社 事業場	フランス
イーグルジムラックスB.V.	本 社 事業場	オランダ
イーグルインダストリーハンガリーKft	本 社 事業場	ハンガリー
EKK イーグルインダストリーメキシコS.A. de C.V.	本 社 事業場	メキシコ
イーグルABCテクノロジーS.A.S.	本 社 事業場	フランス
EKKイーグルアメリカ Inc.	本 社 事業場	アメリカ

b. 一般産業機械業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルブルグマンジャパン株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	新潟：新潟県五泉市、埼玉：埼玉県坂戸市
EBI アジア パシフィック PTE. LTD.	本 社 事業場	シンガポール
イーグルブルグマンインディア PVT. LTD.	本 社 事業場	インド

c. 船用業界向け事業

会社名	主要拠点	
イーグルハイキャスト株式会社	本 社	東京都港区
	事業場	島根県江津市
KEMELヨーロッパ LTD.	本 社	イギリス
EKKイーグルアジアパシフィック PTE. LTD.	本 社	シンガポール

d. 航空宇宙業界向け事業

会社名	主要拠点	
株式会社バルコム	本 社 事業場	大阪府豊中市
	営業所	関東：横浜市神奈川区、東海：名古屋市名東区 関西：大阪府豊中市、九州：福岡市博多区
北海道イーグル株式会社	本 社 事業場	北海道山越郡長万部町

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
自動車・建設機械業界向け事業	3,337名 (734名)
一般産業機械業界向け事業	2,007名 (388名)
半導体業界向け事業	370名 (45名)
船用業界向け事業	267名 (18名)
航空宇宙業界向け事業	247名 (61名)
全社 (共通)	52名 (40名)
合 計	6,280名 (1,286名)

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
1,217名 (381名)	41.6才	16.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,214
株式会社三菱UFJ銀行	8,920
株式会社みずほ銀行	6,835

2 会社役員に関する事項 (2024年3月31日現在)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役前原 望、渡辺英樹の両氏は当社の主要株主かつ主要取引先であるNOK株式会社の常勤監査役を、監査役梶谷 篤氏は同社の社外監査役であります。なお、当社は、同社と製品の販売および仕入等の取引関係があります。

取締役庄野勝彦氏は、一般社団法人日本産業機械工業会の参与兼理事であります。当法人と当社との間では、会費の支払いに関する取引関係があります。

監査役梶谷 篤氏は、株式会社ディーエムエスの社外取締役及び信州大学社会基盤研究所の特任教授であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

地位	氏名	主な活動状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉川 實	取締役就任後の取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、その金融機関ならびに事業会社での経営経験に基づく知見から当社の事業活動全般において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2022年度定時株主総会にて選任された後に開催された委員会1回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。
取締役	庄野勝彦	取締役就任後の取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、産業機械業界での経験に基づく知見から当社の事業活動全般において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2022年度定時株主総会にて選任された後に開催された委員会1回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。
取締役	坂口昌子	取締役就任後の取締役会10回のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。取締役会においては、主に、弁護士としての企業法務に関する経験と知見に基づき、当社の事業活動全般において監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、2022年度定時株主総会にて選任された後に開催された委員会1回に出席し、役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において適切な助言をいただいております。

b. 社外監査役

地位	氏名	主な活動状況
監査役	前原 望	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	渡辺 英樹	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	梶谷 篤	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、また、監査役会11回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 49,757,821株 |
| (3) 自己株式数 | 3,001,153株 |
| (4) 株主数 | 13,426名 |
| (5) 大株主の状況 | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
NOK株式会社	14,812	31.7
フロイデンベルグ・エス・エー	3,800	8.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,246	6.9
第一生命保険株式会社	2,758	5.9
イーグル工業持株会	2,103	4.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,698	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76761口)	831	1.8
株式会社三井住友銀行	771	1.6
株式会社三菱UFJ銀行	659	1.4
株式会社中国銀行	637	1.4

(注) 持株比率は自己株式(3,001,153株)を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2.会社役員に関する事項 (4)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

4 会社の新株予約権等に関する事項 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

なお、当社の重要な海外子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等

37百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

(3) 非監査業務の内容

連結子会社における合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、次のとおりその基本方針を決定しております。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令、定款および社内規則等に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等各種議事録ならびに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役・監査役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント方針、リスクマネジメント規程に基づき、サステナビリティ委員会の傘下にリスクマネジメント分科会を設置し、事業活動上のリスク抽出と対策を実施し、定期的に予防保全体制の確認を行い、有事に備える。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任し、各部門における執行の権限を与えて業務の迅速な遂行と目標達成にあたらせ、これを監督する。また、上級管理職任務権限規程により、職務権限および意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に開催する経営会議および経営診断を通じて事業計画・経営施策・業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

④ 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

EKK企業行動憲章に基づきコンプライアンス規程、EKK従業員コンプライアンス行動指針を定め、コンプライアンスを重視することを明確にし、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確保するものとする。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社統轄部門が管轄する子会社の経営状況を報告させ確認するとともに、本社主管部門がそれぞれの所管業務について、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を報告させ確認するものとする。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、本社主管部門および子会社統括部門は、子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、その実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および子会社の経営者・管理職が参加する経営会議を定期的で開催し、情報の共有、経営の透明性を図るものとする。当会議においてグループ経営施策・事業計画の推進状況の報告・討議を行い、企業集団全体の経営の効率性の確保を図るものとする。

d. 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、子会社に企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を整備、周知させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立させるものとする。一方、財務報告に係る内部統制規程に基づき、当社ならびに子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人の職務権限・人選等について監査役と協議するものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更に当たっては、監査役と協議するものとする。

⑧ 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、監査役会をはじめ監査役の主要な会議に出席し、監査役からの指示を実行するものとする。

⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 取締役・使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

内部統制規程に基づき、当社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。

b. 子会社の取締役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

内部統制規程に基づき、子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査役会に報告するものとする。

c. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに子会社に周知徹底するものとする。

d. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、監査役が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行を監督するため、監査役会規則に基づき監査役会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査役が、取締役会他重要な会議への出席ならびに業務および財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。また、会計監査人と監査役が定期的な意見交換を実施するものとする。更には、代表取締役と監査役が相互に意見交換等を行う「代表取締役・監査役会」を定期的実施するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の適正性およびリスクマネジメント・コンプライアンス体制の状況

法令・定款および規則等に従い、取締役会他重要な会議体を定期的に開催し、取締役の職務が適正に確保される体制を整備しました。また、企業活動の多様化、グローバル化ならびに持続可能な社会の実現に向け、企業集団としてのサステナビリティ活動、リスク管理およびコンプライアンスの重要性が増しておりますので、サステナビリティ委員会を設置しサステナビリティ活動を推進するとともに、当該委員会傘下のリスクマネジメント分科会にて、事業活動のリスク抽出、評価を実施し、有事への備えをいたしております。また、「E K K企業行動憲章」に基づき「コンプライアンス規程」、「E K K従業員コンプライアンス行動指針」を定め、全グループ従業員を対象とした行動規範を策定し、その周知徹底を図り、職務上のモラルの向上に努めました。

② 企業集団における業務の適正を確保するための体制の状況

内部統制規程に基づき、子会社を含めたコンプライアンス、リスク管理体制の整備を進め、毎事業年度の内部監査を節目にリスク対応力の継続強化に努めるとともに、経営状況の報告を定期的実施し、企業集団全体の経営の効率性の確保を図りました。また、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な法令・定款違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されていることを確認しております。

③ 監査役監査の実効性を確保するための体制の状況

監査役が取締役会をはじめ経営会議など重要な会議体へ出席する体制を整備するとともに、必要な会議体に出席いただきました。また、監査役は、業務および財務の状況調査を行えるように業務執行部門と随時連携を図り、必要に応じ補助使用人を監査において活用しました。また、代表取締役、会計監査人、社外取締役との意見交換を実施しました。

◎ 以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2. 千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。
3. 大株主の持株比率、平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満四捨五入により表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,490	11,819	75,824	△1,884	96,249
当期変動額					
剰余金の配当			△3,900		△3,900
親会社株主に帰属する当期純利益			7,491		7,491
自己株式の取得				△5,238	△5,238
自己株式の処分				353	353
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,591	△4,884	△1,293
当期末残高	10,490	11,819	79,415	△6,769	94,956

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	518	7,310	340	8,170	8,510	112,930
当期変動額						
剰余金の配当						△3,900
親会社株主に帰属する当期純利益						7,491
自己株式の取得						△5,238
自己株式の処分						353
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	358	9,048	4,228	13,635	399	14,035
当期変動額合計	358	9,048	4,228	13,635	399	12,741
当期末残高	877	16,359	4,568	21,805	8,909	125,671

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 41社
- ・主要な連結子会社の名称
イーグルブルグマンジャパン株式会社
イーグルインダストリー (WUXI) CO.,LTD.
NEK CO.,LTD.
EBIアジアパシフィックPTE.LTD.
イーグルブルグマンインディアPVT.LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 新潟イーグル株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 38社
- ・主要な会社等の名称 イーグルブルグマンジャーマニーGmbH&Co.KG

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 新潟イーグル株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、イーグルブルグマン(ロシア)の株式売却を決定し、重要性が乏しくなったため、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

NEK CO.,LTD.他31社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益

性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計基準に基づく必要額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

ニ. 環境対策引当金

環境対策のために将来発生しうる支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、船用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「その他の引当金」（当連結会計年度は2百万円）並びに「負ののれん」（当連結会計年度は29百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度よりそれぞれ流動負債の「その他」並びに固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは、自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、船用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密閉装置関連製品等の製造販売を行っております。

また、各業界向けの売上高は、90,468百万円、38,460百万円、15,080百万円、14,984百万円及び8,049百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	65,383百万円
繰延税金資産	3,164百万円
退職給付に係る負債	7,339百万円

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	121,573百万円
----------------	------------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 49,757,821株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2023年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 2,239百万円
・1株当たり配当額 45.0円
・基準日 2023年3月31日
・効力発生日 2023年6月28日

ロ. 2023年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 1,661百万円
・1株当たり配当額 35.0円
・基準日 2023年9月30日
・効力発生日 2023年12月4日

(注) 上記の配当金の総額には、役員報酬B I P信託口及び従業員持株会信託型E S O Pの信託口が保有する当社株式に対する配当金(2023年6月27日定時株主総会決議分73百万円、2023年11月8日取締役会決議分51百万円)が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
2024年6月25日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 2,104百万円
・1株当たり配当額 45.0円
・基準日 2024年3月31日
・効力発生日 2024年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託口及び従業員持株会信託型E S O Pの信託口が保有する当社株式に対する配当金59百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全かつ確実な投資対象により行い、また、資金調達については、主として金融機関からの借入により行う方針であります。

デリバティブは、実需に基づく為替予約と借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップとを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理に関する定めに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、年一回全取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が財務担当執行役員に報告されております。

営業債務である買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資と突発事象に備えた資金調達であります。変動金利は借入金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
投資有価証券 その他有価証券	1,811	1,811	－
資産計	1,811	1,811	－
長期借入金 (一年以内に返済予定を含む)	(36,711)	(36,546)	164
負債計	(36,711)	(36,546)	164

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額16,446百万円）は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,507	－	－	1,507
社債	－	303	－	303
資産計	1,507	303	－	1,811

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (一年以内に返済予定を含む)	－	36,546	－	36,546
負債計	－	36,546	－	36,546

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及びその他は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、社債については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内に返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,570円06銭
(2) 1株当たり当期純利益 160円84銭

(注) 役員報酬B I P信託口及び従業員持株会信託型E S O Pの信託口が保有する当社株式を1株当たり情報の算定において控除する自己株式に含めております。当該信託口が保有する当社株式の期末株式数は1,325千株、期中平均株式数は1,483千株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
事業用資産、遊休資産	日本	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定

(単位:百万円)

固定資産の種類	減損損失の金額
建物及び構築物	2
機械装置及び運搬具	901
建設仮勘定	146

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産及び処分予定資産については、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

一部の資産グループについて、市場及び環境の変化に伴う収益性の低下による減損の兆候が認められ、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は使用価値に基づき算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零としております。

また、今後使用見込みのなくなった遊休資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しておりますが、売却が困難であることから、正味売却価額は零としております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	63,077	流動負債	40,096
現金及び預金	9,020	賞掛金	8,891
受取手形	686	電子記録債務	2,742
電子記録債権	6,140	短期借入金	500
売掛金	19,654	関係会社短期借入金	4,210
商品及び製品	2,456	一年以内に返済予定の長期借入金	11,968
仕掛品	2,847	リース債務	42
原材料及び貯蔵品	4,009	未払金	2,555
前渡金	268	未払法人税等	1,204
未収入金	6,256	契約負債	74
関係会社短期貸付金	9,263	賞与引当金	1,637
その他	2,489	従業員預り金	4,345
貸倒引当金	△17	その他	1,925
固定資産	84,446	固定負債	37,674
有形固定資産	25,252	長期借入金	24,564
建物	7,359	リース債務	98
構築物	337	長期未払金	162
機械及び装置	8,316	退職給付引当金	12,494
車輛運搬具	58	その他	355
工具器具備品	1,554		
土地	2,042	負債合計	77,771
リース資産	140	純資産の部	
建設仮勘定	5,443	株主資本	68,884
無形固定資産	1,410	資本金	10,490
ソフトウェア他	1,410	資本剰余金	12,326
投資その他の資産	57,783	資本準備金	11,337
投資有価証券	1,591	その他資本剰余金	988
関係会社株式	48,081	利益剰余金	52,836
長期貸付金	360	利益準備金	599
関係会社長期貸付金	1,466	その他利益剰余金	52,237
長期前払費用	131	固定資産圧縮積立金	100
繰延税金資産	5,492	別途積立金	730
その他	1,207	繰越利益剰余金	51,406
貸倒引当金	△549	自己株式	△6,769
資産合計	147,523	評価・換算差額等	867
		その他有価証券評価差額金	867
		純資産合計	69,751
		負債純資産合計	147,523

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	98,041
売上原価	84,457
売上総利益	13,584
販売費及び一般管理費	12,395
営業利益	1,188
営業外収益	11,813
受取利息及び配当金	9,582
その他	2,231
営業外費用	830
支払利息	428
その他	401
経常利益	12,172
特別利益	152
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	151
特別損失	1,081
固定資産除却損	30
減損損失	1,051
税引前当期純利益	11,242
法人税、住民税及び事業税	1,241
法人税等調整額	△370
当期純利益	10,371

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,490	11,337	988	12,326	599	100	730	44,935	46,365
当期変動額									
剰余金の配当								△3,900	△3,900
当期純利益								10,371	10,371
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	6,470	6,470
当期末残高	10,490	11,337	988	12,326	599	100	730	51,406	52,836

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,884	67,298	502	502	67,801
当期変動額					
剰余金の配当		△3,900			△3,900
当期純利益		10,371			10,371
自己株式の取得	△5,238	△5,238			△5,238
自己株式の処分	353	353			353
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			364	364	364
当期変動額合計	△4,884	1,586	364	364	1,950
当期末残高	△6,769	68,884	867	867	69,751

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ 時価法
- ④ 棚卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に自動車・建設機械業界、一般産業機械業界、半導体業界、舶用業界、航空宇宙業界向けにメカニカルシール、特殊バルブ、その他密封装置関連製品等の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	25,252百万円
繰延税金資産	5,492百万円

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,939百万円
(2) 保証債務 415百万円
関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。
主な被保証関係会社は次のとおりであります。
EKKイーグルプロダクツインディア PVT. LTD. 340百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)
- ① 短期金銭債権 12,773百万円
② 短期金銭債務 5,119百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- ① 売上高 51,442百万円
② 仕入高 56,215百万円
- (2) 営業取引以外の取引高 9,547百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,627千株	3,001千株	302千株	4,326千株

(注) 当事業年度末の自己株式のうち、役員報酬B I P信託口及び従業員持株会信託型E S O Pの信託口が保有する株式数は、1,325千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付引当金、貸倒引当金、賞与引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(2) 繰延税金資産から控除した評価性引当額 318百万円

(3) 法人税及び地方税法の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方税法の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	NOK (株)	23,335	オイルシール等の製造・販売	(被所有) 直接 31.7 間接 0.2	当社との代理店契約の締結による当社製品の販売	当社製品等の販売	21,362	売掛金	1,897

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	イーグルマン ジャパン (株)	2,930	メカニカルシール・その他製品の製造・修理	直接 75.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	当該社の製品等の仕入	23,589	買掛金	2,193
						業務委託料 他	-	未収入金	2,912
						資金の借入	1,035	関係会社短期借入金	706
子会社	イーグル根 (株)	490	メカニカルシール・特殊バルブの製造	直接 100.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	資金の借入	2,168	関係会社短期借入金	2,568
子会社	イーグル山 (株)	480	メカニカルシール・特殊バルブの製造	直接 100.0	当該社のメカニカルシール製品等の仕入	当該社の製品等の仕入	11,366	買掛金	916
						資金の貸付	1,781	関係会社短期貸付金	1,618

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	広 島 イ ー グ ル 株 式 有 限 公 司	100	メカニカル シール・特殊パ ルプの製造	直接 100.0	当該社のメカ ニカルシール 製品等の仕入	資金の貸付	-	関係会社 長期貸付金	700
							740	関係会社 短期貸付金	996
子会社	イ ー グ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ヨ ー ロ ッ パ B . V .	309	持株統括会社	直接 100.0	持株統括会社	資金の貸付	7,090	関係会社 短期貸付金	6,072

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付・借入につきましては、市場金利を勘案の上、利率を決定しております。
2. 製品等の販売・仕入につきましては、市場の実勢価格等を勘案の上、決定しております。
3. 岡山イーグル株、広島イーグル株、イーグルホールディングヨーロッパB.V.への資金の貸付及びイーグルブルグマンジャパン株、島根イーグル株からの資金の借入につきましては、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,535円31銭
- (2) 1株当たり当期純利益 222円67銭

(注) 役員報酬BIP信託口及び従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する当社株式を1株当たり情報の算定において控除する自己株式に含めております。当該信託口が保有する当社株式の期末株式数は1,325千株、期中平均株式数は1,483千株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

イーグル工業株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳 吉 昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	小 倉 明
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーグル工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上